児童発達支援センター伊勢市おおぞら児童園身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。児童発達支援センター伊勢市おおぞら児童園(以下「おおぞら児童園」という。)では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止にむけた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1)身体拘束等の禁止

支援の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する ための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する 行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を 行わない支援の実施が原則です。しかしながら、例外的に以下の全ての要件を 満たす場合は、必要最低限の身体拘束等を行う場合があります。

- 1. 切迫性・・・・・生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- 2. 非代替性・・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- 3. 一時性・・・・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束適正化検討委員会の組織体制

<身体拘束適正化検討委員会の設置>

おおぞら児童園では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて身体拘束適正化検討 委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

(1) 設置目的

- 身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の適正化に対する職員全体への指導

(2)委員会の構成員

- 1) 園長【身体拘束適正化担当者】2) 主任保育士 3) 児童発達管理責任者
- 4) 専門職 (作業療法士・言語聴覚士) 5) 看護師 6) 相談支援専門員

(3)委員会の開催

- •年1回開催
- ・ 必要時は随時開催

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束の廃止及び適正化と人権を尊重した支援を実施するために次の職員研修を行います。

- (1) 定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- (2)新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、 この際、園長が緊急に当該案件の分析及び適正化策の検討が必要であると判断し た場合は、定期開催の同委員会を待たずして臨時に同委員会を招集するものとし ます。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、次の手順に従って実施します。

- (1)委員会の実施
- ①身体拘束を行うかどうかについて協議する。

【判断のための確認事項】

- 「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てを満たしているか。
- ・身体拘束をせざるを得ない利用者の行動上の要因や環境要因を分析する。
- ・緊急やむを得ない場合に該当するか。
- ・拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスク。
- ②身体拘束を行うと選択した場合、その必要性や「拘束の方法」「場所」「時間」「期間」等について検討・確認する。

また、個別支援計画に必要事項を記載する。

- (2)利用者本人や家族に対しての説明
 - ・身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
 - ・個別支援計画により身体拘束等を行う可能性を説明した上で、本人または保護者から同意を得る。
 - ・ 行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。

・身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に 家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得 た上で実施する。

(3) 記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

※ 身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように利用者の身体状況に合わせて変形や抱縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルト等については、一律に身体拘束と判断することは適当でないため、目的に応じて適切に判断するよう努めます。

6 利用者等に対する当該指針の回覧に関する基本方針

この指針は、おおぞら児童園施設内への掲示及びホームページへの掲載を行い、 積極的に回覧の推進に努めます。

7 その他身体拘束等適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしない支援を実施するため、全ての職員が以下の点を十分に議論して共通認識を持つこととします。

- (1)他の利用者への影響を考えて、安易に身体拘束を行っていないか。
- (2) 緊急をやむを得ない場合に限定して身体拘束等を必要と判断しているか。

附則 この指針は、令和4年10月1日から施行する。